

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第51号

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表489の項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「7,400円」を「7,050円」に改め、同表489の2の項中「又は中型自動車仮運転免許」を「、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許」に、「3,650円」を「4,050円」に、「6,650円」を「6,700円」に改め、同表492の2の項中「第97条の2第1項第3号イに規定する」を「第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の規定に基づく」に改め、同表492の3の項中「又は第101条の4第2項」を「、第101条の4第2項又は第101条の7第1項」に改め、同表494の項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「2万3,450円」を「2万3,100円」に改め、同表496の項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「1万4,950円」を「1万4,600円」に改め、同表497の項中

「

普通自動車免許に係る再試験	1件につき	1,950円（道路交通法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、2,850円）
---------------	-------	---

を

」

準中型自動車免許に係る再試験	1件につき	2,000円（道路交通法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,650円）
普通自動車免許に係る再試験	1件につき	1,950円（道路交通法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、2,850円）

に改め、同表500の項中

大型車講習・中型車講習	講習1時間につき	4,650円
-------------	----------	--------

を

大型車講習・中型車講習・準中型車講習（準中型車講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	講習1時間につき	4,100円
準中型車講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	講習1時間につき	3,400円

に、

普通自動車免許に係る講習	講習1時間につき	2,050円
--------------	----------	--------

を

準中型自動車免許に係る講習	講習1時間につき	2,150円
普通自動車免許に係る講習	講習1時間につき	2,050円

に、

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	1件につき	5,600円（道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う講習にあつては、5,200円）
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	1件につき	2,250円

を

<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習 (道路交通法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)</p>	<p>1件につき</p>	<p>4,650円</p>
<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習 (道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</p>	<p>1件につき</p>	<p>4,650円(当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、7,550円)</p>
<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習</p>	<p>1件につき</p>	<p>5,650円</p>

<p>(道路交通法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</p>		
<p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(道路交通法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)</p>	<p>1件につき</p>	<p>2,000円</p>
<p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</p>	<p>1件につき</p>	<p>2,000円(当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、4,300円)</p>
<p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(道路交通法第101条の7</p>	<p>1件につき</p>	<p>2,400円</p>

に、

第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)		
----------------------------------	--	--

特定任意高齢者講習（シニア運転者）	1件につき	5,600円（道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査を受けた者に対する講習にあつては、5,200円）
-------------------	-------	--

を

特定任意高齢者講習（シニア運転者）（道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	1件につき	4,650円
特定任意高齢者講習（シニア運転者）（道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	1件につき	4,650円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、7,550円）

に改め、同表（注）5中「又は中型自

動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「2万3,450円」を「2万3,100円」に、

「2,800円」を「2,450円」に改め、同表（注）6中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「1万4,950円」を「1万4,600円」に、「2,850円」を「2,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年3月12日から施行する。

（経過措置）

- 2 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第258号）附則第6条第1項各号のいずれかに該当する者（道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）附則第2条第2号に規定する限定が解除された者を除く。）に対する改正後の別表497の項及び500の項の規定の適用については、同表497の項中「2,000円」とあるのは「1,950円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「4,650円」とあるのは「2,850円」とし、同表500の項中「2,150円」とあるのは「2,050円」とする。
- 3 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成28年内閣府令第49号）附則第17条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた講習に係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 道路交通法（昭和35年法律第105号）第101条第1項の更新期間が満了する日（同法第101条の2第1項の規定による運転免許証の有効期間の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日）における年齢が70歳以上の者であつて、当該日がこの条例の施行の日から起算して6月を経過した日前であるものに対する道路交通法第108条の2第2項の規定による講習に係る手数料については、なお従前の例による。